

| 下水道法 条文 | 罰則が適応される場合 | 罰則の内容 |
|------------|--|---|
| 第46条 | 法第12条の5(計画変更命令等)違反 特定の施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設からの排出される汚水の処理方法に関する計画の変更命令、又は特定施設の設置に関する計画の廃止命令に違反した場合 | 1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 両罰規定あり |
| | 法第37条の2(改善命令等)違反 特定施設の構造若しくは使用の方法もしくは特定施設からの排出される汚水の処理方法の改善命令、又は特定施設の使用もしくは下水排除の停止命令に違反した場合 | |
| | 法第38条第1項(監督処分等)違反 監督処分による命令に違反した場合 | |
| 第46条の2 | 法第12条の2第1項又は第5項(特定事業場からの下水の排出の制限)違反 特定の事業場から、排除基準に適合しない下水を排除した場合 | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 排除の制限違反が過失の場合 は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金両罰規定あり |
| | 法第12条の9第2項(事故時の措置命令)違反 事故時の措置命令に違反した場合 | |
| 第47条の2 | 法第12条の3第1項(特定施設の設置の届出)違反 | 3月以下の懲役 又は20万円以下の罰金両罰規定あり |
| | 法第12条の4(特定施設の構造等の変更の届出)違反 特定施設の設置の届出、又は特定施設の構造等の変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | |
| 第49条 | 法第11条の2(使用の開始等の届出)違反 特定施設設置者等が公共下水道の使用開始等の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | 20万円以下の罰金 両罰規定あり |
| | 法第12条の3第2項又は第3項(特定施設の使用の届出)違反 新たに特定施設となった際に、特定施設の使用の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | |
| | 特定施設の設置者が新たに公共下水道をしようすることとなったときに特定施設の使用の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | |
| | 法第12条第6第1項(実施の制限)違反 特定施設の設置又は構造の変更等の実施の制限に違反した場合 | |
| | 法第12条の12(水質の測定測定義務等)違反 下水の水質を測定し、その結果を記録しないとき、又は虚偽の記録をした場合 | |
| | 法第13条第1項(排水設備等の検査)違反 特定施設等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 | |
| | 法第39条の2(報告書の徴収)違反 事業場等の状況、除外施設又は下水の水質に関し報告の徴収に応じない、又は虚偽の報告をした場合 | |
| 第51条 | 法第12条の7(氏名の変更等の届出)違反 特定施設の設置等の届出における氏名等の変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | 10万円以下の過料 |
| | 特定施設の使用廃止の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 | |
| | 法第12条の8第3項(承継の届出)違反 特定施設の承継の届出をしたん、又は虚偽の届出をした場合 | |

* 両罰規定とは、行為者を罰するほか、法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することをいいます。